

第1章 あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画) の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18(2006)年12月、制定から約60年ぶりに「教育基本法*」が改正された。

改正教育基本法では、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの普遍的な理念は大切にしながら、時代の変化とともに大切になっている事柄を明確にし、

- ① 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間
- ② 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民
- ③ 我が国の伝統と文化を基盤として、国際社会を生きる日本人

の育成を目指している(「新しい教育基本法と教育再生」(平成19(2007)年3月、文部科学省))。

そこで、教育基本法の改正を受け、平成19(2007)年には学校教育法*が改正され、平成20(2008)年には幼稚園教育要領並びに小学校及び中学校の学習指導要領*が、平成21(2009)年には高等学校及び特別支援学校*の学習指導要領が相次いで改訂された。

これらの改訂では、教育基本法の理念を踏まえ、①「生きる力*」の育成 ②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などの育成 ③道徳、体育を含め、知・徳・体のバランスの取れた教育 のさらなる実現を目指している。

また、幼稚園及び保育所で共通の「就学前教育*の考え方」が示され、平成21(2009)年度から新しい幼稚園教育要領及び保育所保育指針が実施されている。

さらに、改正教育基本法では、教育の理念を踏まえて、我が国の教育が目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けた道筋を明らかにするため、「教育振興基本計画」の策定に関する規定が新たに設けられた。

[*] のついている語句については、「資料編」に用語解説を掲載しています。

〈教育基本法*〉

第17条 政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌*し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなくてはならない。

これを受け、国では平成20(2008)年7月に「教育振興基本計画」が策定され、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示された。

また、兵庫県においては、これまでも「こころ豊かな人づくり」県民運動を背景に、「トライやる・ウィーク」「スポーツクラブ21ひょうご」などの先進的な取り組みを行ってきた。また、平成15(2003)年7月には「兵庫の教育改革プログラム」を策定し、震災の教訓を活かした「生きる力*」を育む教育など、子どもたちの教育の充実に努めてきた。

そのような中、平成21(2009)年6月には、これまでの兵庫の教育の成果と課題を踏まえつつ、兵庫の教育を一層充実させるため、「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」を策定した。

そこでこの度、本市では、教育基本法の改正を契機とするとともに、さまざまな状況を勘案し、本市の教育全般について、基本理念、基本方針及び施策体系を示すべく、「あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)」を策定することとした。

2 計画の期間

最近の社会情勢の変化は目まぐるしいものがあることを踏まえ、この計画の期間は平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5ヵ年とする。

なお、この計画に位置付けた各施策の進捗状況や成果・課題を適宜検証することにより、これらがより効率的かつ効果的に推進出来るよう努める。

3 計画の性格

この計画は、本市における教育行政推進の基本となるものであり、教育施策全般を出来る限り網羅した計画となっている。また、「明石市第5次長期総合計画」に基づく教育分野の個別計画に位置付けられている。

そのため、この計画に掲載する各施策は、概ね10年後を見据えた上で、今後5年間に取り組むべきものを抽出しており、それらの中でも特に優先度の高い取り組みについては、「明石市第5次長期総合計画」における「重点戦略」となっている。

その一方で、この計画は教育行政推進の基本となる計画であることから、基本理念、基本方針及び施策体系は掲載しているが、具体的な内容(事業)は掲載していない。

この計画に基づく具体的な内容(事業)については、社会情勢などの変化に伴い、教育行政を取り巻く環境や財政状況に変化が生じることから、これへの柔軟な対応が出来るよう、毎年度、「アクションプラン」として別途定めるものとする。

4 計画の策定体制

この計画は、本市の教育全般について、基本理念、基本方針及び施策体系を示すべく策定するものである。

そのため、計画策定にあたっては、計画骨子の検討段階から、学識経験者、教育委員会事務局をはじめとする市の関係部署、学校園及び保育関係並びに保護者からなる検討委員会で議論いただいた。

また、各地域での意見交換会や市民意見聴取(パブリックコメント)を通じて、広く市民の方々にも計画策定のプロセスに参画いただき、その意見を反映しながら計画策定を行った。